



平成23年度 事務事業評価の結果

平成23年度に実施した事務事業評価数は512事業で、その結果は「廃止・休止」25事業、「目的再設定」28事業、「統廃合・連携」3事業、「やり方改善（有効性・効率性・公平性）」224事業、「現状維持」201事業、「新規事業（平成23年度から）」31事業でした。

また、市民評価会議では、「廃止・休止」を除く487事業の中から8つを選定し、市民評価委員が市民の視点で評価を行った結果を参考に、2次評価会議で最終の方向性を次のとおり決定しました。

お問い合わせ先
三好市 行革推進室
電話 727629

③ 東祖谷歴史観光まちづくり事業 【担当課：観光課】

事業概要

東祖谷の空き古民家や伝統文化などの地域資源を活用した、新しい滞在体験型の観光メニューを構築しながら運用する事業。

市民評価結果の概要

地域伝統文化の保存を目的として古民家を残すことに異論は無いが、その運営方法については「滞在型の観光メニューとするには効果が期待できない」という意見と、「古民家を活用して地域活性化を図るべき」との意見に分かれまとめきれなかった。

よって、まず3棟でテスト運営しその結果をみながら、次の投資を検討すべきである。

最終の方向性

文化財として保護する場合の費用と、宿泊施設として整備する場合の費用や目的を明らかにする。また、市内の宿泊施設の利用状況を調査したうえで、想定する顧客像の明確化や集客見込み数の推定を基に、しっかりと運営計画を早急に策定すること、審議は今後も継続して行う。

実施状況

日本の美しい風景を求める人、日本の田園風景に憧れる外国人などをターゲットとして、祖谷の自然や伝統生活を快適に楽しんでもらう事を念頭に、祖谷ならではのサービスを提供する。施設見学会やモニターツアーなどの実施、エージェントとの業務提携などあらゆる媒体を使ってPRに努める。管理運営を地元のNPO法人に委託し、運営計画と作業マニュアルを作成、地域の人の役割分担を明確化しながら観光振興を図る。年次別売上目標の設定や、収支の健全な運営計画を作成するとともに、今後も継続した審議を重ね、持続可能な最終計画の確立を目指す。

④ 景観計画・景観条例事業 【担当課：企画調整課】

事業概要

平成22年度末に策定された三好市景観計画に基づき、平成23年6月に景観条例が制定され、平成24年4月1日から施行となる。

今後は、条例の施行に伴う規則などの制定、三好市景観審議会設置、事項に掲げる業務遂行、計画に基づく地域の特性に応じた景観形成を図る。

市民評価結果の概要

市の景観の維持向上には必要であるため、業務の守備範囲を広げながら、横の連携を取りながら広く景観向上に取り組むべきである。業務の実施は、安易に外部委託を行うのではなく、職員の創造性の発揮により、担当部署内で立案すべきである。

最終の方向性

条例施行の前と後の行動計画を作成する。また、行動計画の中身として、ITや映像を活用した住民への周知などを検討する。

実施状況

景観計画は、2年間かけて「景観計画策定審議会」を設置し、年間8〜9回の会議を開催し、策定した。「景観条例」については、担当部署で策定し、「良好な景観」作りについては、担当部署と関係部署で協議を行いながら進めている。

「良好な景観」を維持・保全、育成するためには、市民、事業者、行政、それに来訪者（特に観光客）は一体となって推進していく必要があるため、今後も市報やケーブルTVの活用とガイドブックの作成などにより、啓発事業を展開する。



① 三好市中心市街地活性化事業 【担当課：商工政策課】

事業概要

市の中心市街地を持続的に発展させるため、地域の創意工夫を活かし民間活力も含め戦略的に活性化を図る事業。

市民評価結果の概要

中心市街地の環境整備、商業振興、交流等を促進することで、市全体の活性化を図る必要がある。中心市街地活性化基本計画策定推進委員会を開催し、「まちづくり会社」の設立や中心市街地活性化基本計画の認定に向けて更なる取り組みが必要である。

最終の方向性

「中心市街地活性化基本計画の策定と内閣府の認定を受ける」という従来の方針を見直し、市がソフト事業の仕掛けを積極的に行う。「従来の方針を見直す」ということを早急に商工会議所に伝え、市と商工会議所のメンバーによるプロジェクトチームを発足させて活動すること。

実施状況

これまで行政は、中心市街地活性化整備事業として、交付金事業等を活用した環境整備を実施し、その大方が整備されたところであり、今後は、ハード事業からソフト事業に移行し、中心市街地への集客を具体化した事業を展開する。

具体的な取り組みとして、阿波池田商工会議所や地元商店街と協働し、民間事業者等の具体的事業展開を見出していく。現在、阿波池田商工会議所や地元商店街では、専門家らのアドバイスを受けながらソフト面の事業展開を図る勉強会などを進めているので、民間事業としての計画立案が具体化した段階で、市は「中心市街地活性化基本計画の策定」に向けた取り組みを行う。

② シルバー人材センター運営支援事業 【担当課：長寿・障害福祉課】

事業概要

高齢者の労働能力を積極的に活用したシルバー事業を実施している、公益社団法人三好市シルバー人材センターに対する運営補助事業。

市民評価結果の概要

今後も高齢者が増加することに伴い、シルバー人材センター会員も増加する見込みであり、高齢者の雇用確保のためにも、組織強化や事業拡大を図ることが重要である。

また、過疎化により簡易な仕事でも人材が不足している集落では、シルバー人材センターの支援は大変重要であることから、新規事業などにも積極的に取り組む必要がある。

最終の方向性

市からの運営補助金は国と同額とする。また、公益法人として自立するための計画書を作成することや、公益性を高めるために会員の拡大に努めることなどを、シルバー人材センターに対して依頼する。

実施状況

運営補助金の額については、国と同額とする決定に基づき、平成24年度当初予算に反映した。

また、自立するための計画書の策定や、会員拡大に努めることなどについての積極的な推進を昨年末の理事会の席上で依頼し、取り組みへの確認をした。



⑤ 道路新設改良事業 【担当課：工務課】

事業概要

自治会や住民からの要望に対し現場確認を行い、経済性、地域性などの対応を検討のうえ、道路計画を策定し道路の新設、改良工事を行う。なお、このときの用地や物件の買収については、基本的に無償とする。

市民評価結果の概要

市道は必要不可欠のものであるが、優先順位を考慮し最低限の箇所を仕上げれば経費削減などの成果余地がある。

また、年間歳出予算の中で、類似事業との統廃合、仕様や工法の適正化などで事業費や人件費の削減に努めてほしい（工務課・林業振興課・農林土木室の統廃合・連携は実現可能か）。

最終の方向性

整備の目的や管轄官庁が異なることから、現在はそれぞれの担当課において道路事業を実施しているが、今後市道、農道、林道事業をひとつの課で担当するよう検討する。

なお、地域や市民からの要望に関する受付、回答、結果などを記した書類が、一覧表として整理されておらず問い合わせなど対応が不十分であるため、早急に統一様式を作成し、全庁的な運用を図る。

実施状況

道路事業の担当課の統合に向けた検討は今後も行う。

また、地域や市民からの要望に関する受付、回答については、要望事項および対応管理表を作成し平成24年1月から実施している。



三好市まちづくり基本条例が 10月1日から施行されます

三好市議会3月定例会において、三好市まちづくり基本条例が可決されました。この条例は平成24年10月1日から施行されることになりますので、これから条例の中身についてシリーズで解説していききたいと思います。

そもそも「まちづくりって何？」

よく耳にする言葉「まちづくり」ですが、あらためて意味を考えてみましょう。

- 安全で安心して暮らせる生活環境を守る活動
- よりいっそう住みよいまちとするための活動

三好市まちづくり基本条例の中ではこういった活動を「まちづくり」と捉えています。では、具体的に市民が参加する「まちづくり」を右に例示してみましょう。こういった活動に参加することが、「まちづくりに参加する」ということになります。それぞれのまちづくり活動についての具体的なルールは、まちづくり基本条例に定めるのではなく、個別にルールを決めていくこととなります。それぞれのルールはまちづくり基本条例に沿った内容となります。

選挙で投票に行く



ゴミを分別する



地域活動に参加する



市報やホームページで
市政情報を見る



まちづくり基本条例って何？

三好市まちづくり基本条例は、これから三好市がどのようなまちを目指すのか、どのようなまちづくりを推進していくのかを定めたものです。また、まちづくりを担う「市民」「議会」「行政」3者の役割・責任・義務を明らかにすることもこの条例の目的です。

どうして「まちづくり基本条例」が必要なのでしょう？

今までは、国が画一的なまちづくりの方向を示してきましたが、地方分権が進むに伴って国と地方の関係が協調・対等なものとなり「地方は自ら考え、自ら決定し、自ら責任を持つ」ことが必要となってきました。つまり、これからは国が決めたルールに従った画一的なまちづくりを進めるのではなく、地域の実情に合った個性豊かなまちづくりを進めることが可能となり、そのための基本ルールを自ら考え定めることが必要となって、三好市まちづくり基本条例が策定されることとなりました。

※ 条例の正式名称がまちづくり基本条例に決まりました。シリーズまちづくり条例は今月号からシリーズまちづくり基本条例になります。



詳しい内容は、三好市ホームページで公開中です。ぜひご覧ください。

◀ QRコードからアクセスできます

お問い合わせ先

三好市 企画調整課

電話 72-7607・ファックス 72-7202
kikakuchousei@city.tokushima-miyoshi.lg.jp

⑥ 文化交流拠点整備事業 【担当課：文化交流推進室】

事業概要

文化の振興を核とした交流のまちづくりと地域力の醸成を目的に交流拠点施設の整備を行う。基本計画による整備スケジュールに基づき、基本計画の策定、住民説明会の開催、実施計画の策定、設計者の選定、基本設計及び実施設計書の作成、建設工事の着手、施設管理運営計画、事業計画等を策定しながら、平成27年度までに施設の完成と開館を目指す。

市民評価結果の概要

基本計画をまとめたばかりで、実施計画が未策定の段階で評価はできない。市民説明が不十分のまま今日まで進行したのは問題であったと思われる。休止することも考慮しながら、建設にかかる費用や完成後の運用経費などを細かく説明して、より多くの市民の賛同を得るようにしてほしい。

最終の方向性

市民の疑問に対して、Q & Aのような形で一つひとつ説明を行い必要性の周知を図る。また、説明の一環として基本計画に掲げられている事業ごとに、既存施設での問題点や新施設の必要性の検討を行いながら、代替案も念頭に置いた検討を進める。

なお、次年度以降の市民評価会議から、毎年の繰り返し事業であって、事後評価ができる事業を選定するように改正する。

実施状況

市民評価会議の意見や結果については、真摯に受け止め対応する。計画の内容について市民の理解を得るために、疑問に対して、その整備方針について、しっかりと説明し、市民の意見に基づいた実施計画の策定を行う。

⑦ 公民館維持管理業務 【担当課：生涯学習課】

事業概要

市内に点在する62か所の公民館、地区館、分館施設に関する維持管理を行うとともに、運営補助金交付や館長および主事への報酬などの事務を行う。

市民評価結果の概要

公民館、地区館、分館の数が多く維持管理費が大変であり、広範囲、多様な利用方法で利用者は増えているが、利用人数や利用目的などは正確に記録すべきである。また、施設の現状を考慮しながら、施設の統廃合や館長経費などの削減について、地域住民と話し合いながら、理解を求める必要がある。

最終の方向性

施設一覧表を再整理して、旧町村ごとではなく三好市としての公民館の役割を明確にすること、公民館長や主事などの業務を明確にし、維持管理や運営に関して市内全域の統一性を図る。

実施状況

評価会議以降において、施設一覧表の再整理を実施した。また、今後は、施設管理状況報告書提出の義務付けや、分館長会議の開催、東西祖谷各分館における施設利用の現状調査などを実施予定である。



⑧ 小学校施設管理事務 【担当課：学校教育課】

事業概要

市立小学校の修繕や施設設備の保守点検、管理委託業務の実施や学校管理運営に必要な経費の施設設備の維持修繕および保守点検業務を行う。

市民評価結果の概要

教育環境を整えるために大切な事業であるが、特に維持経費である水道料金・電気料金などを現場管理者に情報提供し、学校関係者のコスト意識を高めながら更なる経費削減に努めること。

最終の方向性

また、休校施設や敷地の有効利用を推進する必要がある。特にホームページなどを活用してPRすること。

実施状況

休校施設の有効活用を図るため、学校教育課は関係課と協議を行い、検討スケジュールを作成する。また、再開の可能性が無い休校施設については、早急に廃校処置を行い管財課に移管し、普通財産として更なる活用などの再検討を行う。

平成23年度においては、教育委員会内に休校施設検討委員会を立ち上げ、他地域の活用事例の調査を実施した。統合によって廃校となる名頃小、菅生小、落合小、栃之瀬小については、平成24年度より普通財産として移管し、管財課が管理することで協議済みである。

他の休校施設については、平成24年度において、管財課、総務課など、関係部署との協議を実施し、方向性を定める（避難所指定施設、社会体育施設、投票所などとしての位置づけ）。再開の可能性がない休校施設については、廃校手続きを進める。